



公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、長野市役所において縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

農業振興地域名	変更区域	変更面積 (ha)	
		増	減
長野	長野市川中島町御厨地区	—	5

農業政策課

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、松本市役所において縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

農業振興地域名	変更区域	変更面積 (ha)	
		増	減
松本	松本市島内東方地区	—	5
	松本市和田西原地区	—	14
	松本市上村井地区	—	7

農業政策課

公告

令和4年5月13日、塩尻市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

令和4年5月23日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

農地整備課

公告

小諸市高峯土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月23日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

理事

新任

氏名	住所
桜井 昌治	小諸市大字菱平309番地2
田中 英夫	小諸市大字諸328番地7
尾沼 昭	小諸市大字菱平2949番地1

上原 照 巳 小諸市大字菱平2009番地 1
 原田 明 彦 小諸市大字菱平855番地 1
 土屋 英 雄 小諸市大字菱平1641番地
 土屋 健 小諸市大字西原975番地
 平井 茂 小諸市大字滝原743番地
 平井 宗 徳 小諸市大字滝原1215番地

重任

氏 名 住 所

白鳥 仁 志 小諸市大字滝原710番地 1 - 2

退任

氏 名 住 所

中込 新一郎 小諸市大字菱平1779番地
 富岡 道 夫 小諸市大字諸540番地
 土屋 俊 弘 小諸市大字菱平2048番地
 高橋 徹 小諸市大字菱平350番地72
 齊藤 邦 彦 小諸市大字菱平1809番地
 土屋 利 正 小諸市大字菱平3276番地
 土屋 勝 徳 小諸市大字西原951番地
 相場 智 小諸市大字滝原765番地
 高橋 正 吉 小諸市大字滝原972番地 3

監事

新任

氏 名 住 所

依田 彰 小諸市大字菱平1775番地
 土屋 啓 成 小諸市大字西原950番地 5
 柳澤 雄 治 小諸市大字滝原241番地 1
 才川 知 利 小諸市大字御影新田1953番地 1

退任

氏 名 住 所

土屋 政 紀 小諸市大字菱平1741番地 1
 饗場 正 幸 小諸市大字諸248番地
 中野 智 明 小諸市大字西原408番地 3
 清水 孝 一 小諸市大字滝原265番地

農地整備課

公告

長野市安茂里犀裾土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月23日

長野県長野地域振興局長 中坪成海

理事

新任

氏 名 住 所

滝澤 平一郎 長野市大字安茂里1070番地

重任

氏 名 住 所

木内 泰 明 長野市大字安茂里1212番地
 早川 昌 利 長野市大字安茂里712番地 1号
 小林 功 長野市大字安茂里3764番地
 西澤 壽 晃 長野市大字安茂里1386番地

退任

氏 名 住 所

山田 明 雄 長野市大字安茂里1053番地
 藤原 愛一郎 長野市伊勢宮3丁目2番地25号

監事

新任

氏名 住所

藤原 愛一郎 長野市伊勢宮3丁目2番地25号

宮島 正雄 長野市差出南1丁目1番地23号

退任

氏名 住所

鈴木 豊 長野市平柴1546番地

滝澤 平一郎 長野市大字安茂里1070番地

農地整備課

公告

長野市安茂里小市土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月23日

長野県長野地域振興局長 中坪成海

理事

新任

氏名 住所

荒井 学 長野市安茂里小市3丁目10番17号

重任

氏名 住所

松坂 明 長野市安茂里小市2丁目26番53号

寺島 清 長野市安茂里小市3丁目33番18号

小林 久一 長野市安茂里小市4丁目7番5号

小島 一彦 長野市安茂里小市2丁目13番43号

小林 清 長野市安茂里小市3丁目51番3号

退任

氏名 住所

丸山 和雄 長野市安茂里小市3丁目8番13号

監事

新任

氏名 住所

塚田 昌行 長野市安茂里小市1丁目13番38号

小山 孝雄 長野市安茂里小市2丁目12番23号

重任

氏名 住所

佐土 透 長野市安茂里小市1丁目33番18号

退任

氏名 住所

塚田 知雄 長野市安茂里小市3丁目35番8号

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月23日

長野県上田地域振興局長 柳沢由里

理事

新任

氏名 住所

小山 勇 上田市上塩尻121番地

退任

氏名 住所

田村賢爾 上田市秋和466番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年5月23日

長野県佐久建設事務所長 小林敏昭

1 許可番号

令和3年8月19日 長野県佐久建設事務所指令3佐建第66-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字上本田1518-1、1518-8、1523-1、1523-4、1524-3、1532-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉1708-4

株式会社ハウスピーア 代表取締役 小松克行

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年5月23日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

1 許可番号

令和3年3月22日 長野県松本建設事務所指令2松建第71-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科南穂高2748、2748先、2753-2、2755-1、2755-1先、2757-1、2758、2759-1、2762-1、2763-1、2764-1、2764-1先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯山市大字飯山193

有限会社フィオーレ福祉会 代表取締役 荒利光

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年5月23日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

1 許可番号

令和4年2月4日 長野県長野建設事務所指令3長建第92-12号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂5-1086-1、1086-7、1181-8、1182-1、1182-1先、1182-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市小島田町1077-1

株式会社藤屋クリエイト 代表取締役 藤岡 晃

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和4年5月23日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和4年10月20日(木)から令和4年10月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び令和4年10月24日(月)を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和4年10月20日(木)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

10名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年7月19日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

- ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し
 オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
 カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和4年8月15日(月)から令和4年8月19日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(34,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

- (1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
 (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
 (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。
 (4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和4年5月23日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

時 間	実 施 期 日
午前9時30分から午後5時まで(令和4年10月26日(水)は、午後1時10分から午後5時まで)	令和4年10月26日(水)から令和4年10月28日(金)までの3日間

(注) 講習の受付時間は、令和4年10月26日(火)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

5名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年7月20日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和4年8月15日(月)から令和4年8月19日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(10,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了審査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

近く執行される予定の参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催します。

令和4年5月23日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県庁西庁舎111号及び112号会議室
- 2 日 時 令和4年6月6日(月) 午後1時30分

選挙管理委員会

正 誤

令和4年3月31日付け長野県告示第148号「生活保護法に基づく施術者の指定」中
ページ 行(箇所) 誤 正
52 表中 西沢 翔大 西川 翔大

地域福祉課